

## 奈良県農業研究開発センターにおける研究活動の不正行為への対応等に関する規程

奈良県農業研究開発センター

### (目的)

第1条 この規程は、奈良県農業研究開発センター（以下「本センター」という。）の研究者（本センターにおいて研究活動に従事する全ての者をいう）が関わる研究活動における不正行為防止のための倫理教育、及び不正行為が行われた場合の適切な対応に必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、不正行為とは研究活動における次の号に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠って行われたものに限る。

- (1) 捏造 データ・実験結果を偽造し、これを用いて成果、論文等を作成すること。
- (2) 改ざん データ・機器等を不正に変更、操作し、成果、論文等を作成すること。
- (3) 盗用 他人のアイデア、研究過程、研究結果、論文、又は用語を当該他人の了解を得ず、又は適切な表示をせずに使用すること。

### (責任体制)

第3条 本センターにおける研究活動の不正行為の防止及び不正行為が行われた場合に適切に対処するために、最高管理責任者、統括管理責任者を置くものとする。

- 2 最高管理責任者は、本センターにおける研究活動における不正行為の防止及び不正行為が行われた場合の対応に関し最終責任を負うものとし、所長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本センターにおける研究活動の不正行為の防止及び不正行為が行われた場合の対応に関して本センター全体を統括し、実質的に対応する者として研究企画推進部長をもって充てる。
- 4 本センターの各科長、各研究センター所長、各課長（以下「部局の長」という。）は、統括管理責任者の指示のもと、研究活動における不正行為の防止に努めるとともに、当該部局で研究活動の不正行為が行われた場合には、統括管理責任者に協力し、適切に対処する。

### (研究倫理教育の推進)

第4条 本センターは研究活動における不正行為を未然に防止するため研究倫理教育を定期的に行うものとする。

- 2 研究倫理教育責任者は所長とする。
- 3 研究開発部長は、研究倫理教育推進責任者として、統括管理責任者の指示のもと、部署における研究倫理教育を計画的に推進するものとする。

### (研究者の責務)

第5条 研究者は、研究活動における不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなければならない。

3 研究者は、研究活動における実験ノート、調査野帳など事後の検証を可能とするものを、原則として研究期間終了から5年間保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4 研究者は、この規程に基づく調査等に協力しなければならない。

(告発相談受付窓口)

第6条 本センターにおける研究活動の不正行為に関する告発及び通報（以下「告発等」という。）又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「窓口」という。）を研究企画推進課に置く。

(告発等の方法)

第7条 告発等は、窓口で書面（電子メール、ファックスを含む）、電話、面談等により行うものとする。

2 告発等は、氏名を明らかにして行うものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 研究活動の不正行為を行ったとする研究者の氏名または科・研究センターの名称
- (2) 不正行為の具体的内容
- (3) 不正行為とする科学的・合理的理由

(窓口の対応)

第8条 窓口は、告発等を受けたとき、すみやかに統括管理責任者及び最高管理責任者に報告するとともに、告発等を受け付けた旨、当該告発等を行った者（以下「告発者」という。）に通知するものとする。

2 窓口は、当該告発等の対象に他の研究機関に所属するものが含まれる場合は、告発者の同意を得て、当該他機関の長に当該告発等を通知するものとする。

3 窓口は、第20条に定める調査結果が公表されるまで、告発等に関する情報の秘密保持に努める。

4 学会、他の研究機関、報道機関から告発等があった場合においても、同様に対応する。

(証拠の保全措置)

第9条 統括管理責任者は、告発等を受けたとき、当該部局の長に対して通知しなければならない。

2 当該部局の長は、告発事案に関して証拠となる資料等の保全処置を速やかに講じなければならない。

(予備調査)

第10条 最高管理責任者は、告発等を受けた場合、速やかに予備調査を行わねばならない。

- 2 予備調査は、事情聴取、周辺調査等の方法により行い、告発内容の合理性、調査可能性について調査するものとする。
- 3 予備調査の実施に関し、告発者、被告発者及びその他関係者は、誠実にこれに協力しなければならない。また、正当な理由なく、これを拒絶することはできない。
- 4 予備調査の報告は、告発等の受け付けから、原則として30日以内に行うものとする。

(本調査)

第11条 最高管理責任者は、予備調査の報告に基づき、当該告発等がされた事案について、本調査を行うか、否かを決定する。

- 2 本調査を行うことを決定した場合は、速やかに調査委員会を設置し、原則として30日以内に、本調査を開始する。
- 3 統括管理責任者は、本調査を行うことが決定した場合、その旨を告発者及び被告発者に通知する。また、当該告発等に係る研究が競争的資金等を受けて行われたものである場合、当該資金配分機関及び関係省庁等（以下「配分機関等」という。）に通知する。
- 4 統括管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その理由を付して告発者及び被告発者に通知する。また、予備調査に係る資料等を保存し、告発者等の求めがあれば、開示するものとする。

(調査委員会)

第12条 調査委員会の委員は、最高管理責任者を長とし、統括管理責任者及びその他最高管理責任者が指名する者3名で構成する。ただし、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しないものとする。また、委員の半数以上は本センターに属さない外部有識者を選任するものとする。

- 2 調査委員会の事務は、研究企画推進課が行う。

(調査委員会設置の通知等)

第13条 調査委員会を設置した場合、統括管理責任者は、委員の氏名、所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けてから10日以内に、告発者及び被告発者は、理由を付して委員に関する異議申し立てをすることができる。
- 3 前項の異議申し立てがあった場合、統括管理責任者は、その理由等を審査し、妥当であると判断したときは、委員を交代させることができる。また、委員を交代させた場合は、告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 4 調査委員会は、当該告発等に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。また、調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

(本調査の方法等)

第14条 本調査は、当該告発等において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、

生データ及びその他資料の精査並びに関係者のヒアリング等により行うものとする。また、必要に応じて被告発者に再実験等を要請し、必要資料の提出を求めることがある。

- 2 前項の調査に際しては、被告発者に対し、弁明の機会を与えなければならない。また、被告発者が再実験等を要請する場合、それに要する期間及びその機会を与えなければならない。
- 3 第1項の調査に、告発者、被告発者及びその他の関係者は、誠実に協力しなければならない。また、正当な理由なくこれを拒絶することはできない。

#### (調査報告書)

第15条 調査委員会は、原則として設置後150日以内に、次の各号に掲げる事項についての認定を行い、調査結果をまとめた報告書（以下「調査報告書」という。）を最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 研究活動の不正行為の有無について。
  - (2) 研究活動の不正行為が行われたと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者とその度合及び不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文・研究における役割について。
  - (3) 研究活動の不正行為が行われていないと認定した場合は、当該告発の悪意の有無について。
- 2 調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行う。
  - 3 本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定される。

#### (調査結果通知等)

第16条 統括管理責任者は、前条に定める調査報告書に基づき、その結果を告発者及び被告発者等（被告発者以外で研究活動の不正行為に関与したと認定された者を含む）に通知するものとする。また、被告発者が他の機関に所属する場合は、その機関にも通知する。

- 2 前項に定めるもののほか、統括管理責任者は、配分機関等に対して報告するものとする。
- 3 統括管理責任者は、配分機関等の要請があった場合は、調査終了前であっても、中間報告を当該配分機関等に提出しなければならない。
- 4 統括管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合、告発者の所属機関にも通知するものとする。

#### (不服申立)

第17条 本調査の結果、研究活動の不正行為が行われたと認定された被告発者等は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、調査委員会に対して不服申立をすることができる。

- 2 本調査の結果、当該告発等が悪意に基づくものであると認定された告発者は、前条第1項に定める通知を受けてから30日以内に、調査委員会に対して不服申立をすることができる。
- 3 第1項及び第2項の場合において、当該不服申立をする者は、前条第1項の通知を受けてから30日以内の期間であっても同様の不服申立を繰り返すことはできない。

- 4 第1項及び第2項の場合において、不服申立を受け付けたとき、統括管理責任者は配分機関等にその旨を通知するとともに最高管理責任者に報告する。不服申立の却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(不服申立の審査)

第18条 最高管理責任者は、前条第1項又は第2項の不服申立を受け付けたとき、当該事案の再審査を行わせるものとする。

- 2 前項の審査を行う場合、当該本調査委員会は不服申立の趣旨、理由等を検討し、当該事案の再調査を行うか否かを、原則として10日以内に決定しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、前項の審査結果を告発者及び被告発者等に通知するとともに、最高管理責任者及び配分機関等に報告する。また、再調査を行うとの決定を行った場合は、先の調査結果を覆すに足る資料の提出などの必要な協力を求め、告発者又は被告発者等が必要な協力を行わない場合、再調査を打ち切ることができる。

(再調査)

第19条 再調査の方法、報告書及び結果通知については、第14条から第16条を準用して行うものとする。

- 2 前項の規程に関わらず、再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日から原則として50日以内に調査結果を出すものとする。

(調査結果の公表等)

第20条 調査結果の公表については、所管課等に協議し、県の諸規程に基づき対処する。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本センターが公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規程にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(不利益取扱いの禁止)

第21条 所長、研究企画推進部長、研究開発部長及び部局の長は、告発等（告発等に関する相談を含む）をしたことを理由として、当該告発者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

2 所長、研究企画推進部長、研究開発部長及び部局の長は、単に告発等があったことをもって、被告発者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

(秘密保持)

第22条 研究活動の不正行為に関する告発等の受付窓口及び調査関係者等は、当該事案に係る公表された内容以外の業務上知り得たことを他に漏らしてはならない。

(処分)

第23条 研究活動の不正行為を行った者及びそのことに関与した者又は悪意に基づく告発等を行った者に、地方公務員法に基づき必要な処分を行うものとする。

(その他)

第24条 研究活動の不正行為等の対処等に関しては、この規程に定めるもののほか、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」及び「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン（平成27年1月21日農林水産省農林資産技術会議）」（一部改定）に基づいて行うものとする。

附則

この規程は、平成29年3月31日から施行する。

一部改正 平成30年4月2日。

一部改正 平成31年4月1日。

一部改正 令和3年4月1日。